

第六十八回 参議院外務委員会會議録第十六号

(三十三)

昭和四十七年六月十二日(月曜日)

午後一時十二分開会

委員の異動

六月十二日

辞任

佐藤 隆君

補欠選任

鍋島 直紹君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

八木 一郎君

佐藤 一郎君

山本 利壽君

森 元治郎君

杉原 荒太君

塚田十一郎君

長谷川 仁君

増原 恵吉君

加藤シヅエ君

田 英夫君

西村 関一君

羽生 三七君

渋谷 邦彦君

中村 正雄君

星野 力君

福田 起夫君

千葉 博君

成田 壽治君

鹿取 泰衛君

柳谷 謙介君

委員

政府委員

外務大臣

外務大臣

科学技術庁研究

調整局長

科学技術庁原子

力局長

外務大臣官房長

外務大臣官房会

計課長

事務局側

常任委員会専門

小倉 満君

外務省条約局外
務参事官 穂崎 巧君

外務省国際連合
局長 影井 梅夫君

郵政大臣官房電
気通信監理官 柏木 輝彦君

本日の会議に付した案件

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(八木一郎君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の締結について承認を求めるの件

以上二案件を便宜一括して議題といたします。前回に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○羽生三七君 インテルサットの使用料という問題ですが、これは一体どの程度支払うものなのか。前に説明なかったようですので、この機会にあらためて伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(影井梅夫君) 昭和三十一年から昭和四十六年までの合計額でございますが、日本が支払いました総額が二十億三千二百万円、減価償却費等が六億二千七百万円、純資本支出分損額が十四億五百万円、こうなっております。

○羽生三七君 それは総計ですが、一回にどのくらいということは何か出ておるんですか、計算上必ずしも平均値は出てこないかもしれませんが、大体のことです。

○政府委員(柏木輝彦君) ただいま一回線の使用料でございますが、これは電話を運ぶ容量のある能力、これを一回線に単位をしておりますが、これを一万三千ドル、年間一万三千ドルというのが単位になっておるわけでありまして。

○羽生三七君 どういう制度になっておるのか、一回ごとに支払うのか、何かある一定期間をまとめて契約したいにされておるのか、その辺がどうなんでしょうか。

○政府委員(柏木輝彦君) この使用料を定めますのはいまICSOCというところでありますが、理事会でございまして、この定めに従いまして各使用国事業者は三ヶ月ごとにとまとめて使用料を計算されたものを払うということになっております。

○羽生三七君 そういう場合に、たとえばNHKとか民間放送とか、それぞれが個々に相手と折衝をするのか、何か窓口でもあるのですか、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(柏木輝彦君) この使用料は、インテルサットが参加事業体、つまり日本で申しますと国際電信電話株式会社がこれを使用いたします、これに対する料金でございますので、この回線使用料をもとにいたしまして地上施設、地上国内通信回線等を合わせました全体の料金を、これを国際電

電に対しましてNHKなり民放等の事業者がそのつど使用料を払うということになっております。この使用料は国内的に郵政大臣の認可を得まして国際電信電話株式会社がこれを定めております。

○森元治郎君 質問者が使まけんから一間だけ。在外公館に關連して、在外公館、アメリカとの比較をちょっと教えて下さい。アメリカもやっぱり日本と同じように兼館が多いのか、全部実館で、大使館と言えは大使以下参事官その他をそろっているのか。在外公館の数、——もつとも取り方によつて違ふかもしれぬが、およそでけっこうだが、数、それから兼館か、実館か。人数の点。人員関係の予算のおよその比率でもわかればけっこうだと思ふのです。

○政府委員(鹿取泰衛君) アメリカの場合、兼轄が日本と比べて多いかどうかという御質問と、それから全体としてアメリカの公館数は日本と比べて多いかどうかという御質問だと思ひますけれども、いずれの場合も、いまここに、手元的に確な資料はないので、従来私が実務上知り得たところでお答えいたしますと、兼館の数が多いかどうかは、実のところほとんど同じであらうと思ひます。ただ、アメリカの場合は、総領事館、領事館の数が非常に多いので、全体の公館数は日本よりもずっと多くなつてゐると思ひます。

○森元治郎君 で、外務省の人数は。

○政府委員(鹿取泰衛君) 定員につきましては、アメリカの場合、純粹の外務省定員を比べまして日本よりもはるかに多いわけでございますけれども、さらにアメリカの援助の機関が外国にございまして、その人数を加えますと、日本の数倍に達するといふ計算になると思ひます。

○森元治郎君 その公使というのはだいぶ昔と比

べて減つちやつて、ロンドン、パリぐらい、アメリカぐらい……。公使、小さいと言つては失礼だが、人口の少ない、面積の小さい国では、ことに後進国は大使というものが、大使館というものに抵抗を感じているようだが、そのアメリカ式とか、アメリカは総領事館が多い。それには名と実がびつたりしているから、下げて、総領事館あるいは公使館、公使の実態として任命する、そういうことはしないのですか。

○政府委員(鹿取泰衡君) アメリカの場合と日本の場合との考え方は基本的には同じであらうと思ひますけれども、ただ大使館と、大使と公使の数という点になりますと、日本の場合にもアメリカの場合にも、一つの国に対する官庁として使節を送る場合は、いまは全部大使に、日本の場合はそうでありまして、アメリカの場合もそうであらうと思ひますが、次席の公使の数ということになりますと、これはアメリカのほうが多くて日本のほうが少ないということになります。さらに、先ほど私が申しましたように、大体世界の国の数が限定されておりまして、そういう意味で日本も大体の国には大使館を設置しているということ、アメリカとの間に大使館の数の差はそうないと申し上げたのでありますが、総領事館、領事館になりますと、これは一つの国にきまゝ四館でも五館でも置く場合があるのでございます。そういう意味でアメリカのほうが日本に比して相当数が多いということをお答えした次第でございます。

○森元治郎君 それでは外交官の能力ですね、みんなアメリカも試験を通過してきている人が大部分。試験問題その他は比較したことがありませんか。たとえばいまの試験問題は、国際法、経済学、歴史等、簡単に五つくらいでしょう。日本の外交官の場合は、そういう試験問題の比較、おそらく日本が優秀だと思ひがどうですか。

○政府委員(鹿取泰衡君) 試験の課目についてはある程度各国の例を参照をしたことはございますけれども、試験の難易の点についてはなかなか比較がむずかしいわけでございます。しかし最近

わが国におきましては、上級試験の試験問題に国際法、国際私法、または公法としての憲法のほか、そういう外交官として当然知つていべき法律のほかに、民法または行政法を必須として要求することになったとして、そういう意味で最近上級試験の課目内容もややむずかしくなつてきたのではないかと思ひます。アメリカの場合には、国務省に入る場合の試験はそれほどむずかしいとは聞いておりませんが、その後の昇進の過程において試験があるというふうに聞いております。

○森元治郎君 優秀はわかりますか。さっぱりわからないのですか。

○政府委員(鹿取泰衡君) 外交官としての優秀という点になりますと、アメリカの場合には、私の感じたところで恐縮でございますけれども、非常に専門家として優秀な人が多いという印象でございます。日本の場合には専門家もいるわけでございますけれども、どちらかというとゼネラリストと申しますか、どの部門でも一応の見識を備へ、交渉能力があるという外交官が多いわけであります。

○委員長(八木一郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(八木一郎君) 速記を起して。

他に御発言もなければ、二案件に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより二案件について一括して討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(八木一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(八木一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、二案件についての審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(八木一郎君) 次に、

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(いずれも衆議院送付)以上二件を便宜一括して議題といたします。

二件につきましては去る六日、趣旨説明及び補足説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○森元治郎君 この種協定はこれまでアメリカ、カナダ、イギリスとありますが、特に豪州、フランスと結んだ今度の協定の違い、まあちょっと私が説んだところの感じでは、従来日本が原子力関係でおくれていることから、アメリカ、イギリス、カナダに頼むことの多かったが、今度のフランスの協定なんか、あるいは豪州見ても、日本がようやく原子力について力がついてきて、平等にやっておりますような感じを受けるんですが、違いをおつしやつてください。

○政府委員(成田清治君) 大体において、従来のアメリカ、カナダ、イギリスと日本が三協定結んでおりますが、保障措置の關係、それから協力の対象事項等、大体において同じでございますが、ただ、日豪等の場合は、日本が将来必要になりますところの原子力発電に必要なウラン資源の確保等に非常に重点を置いた内容になっております。したがって、期限等に対しても、フランスが十年に對してこちらは二十五年と、非常に将来ウラン資源の開発、日本に對する供給に重点を置いた内容になっております。まあ概略においては大体、平和利用を確保するための保障措置、あるいは技術者の交流、情報の交換、燃料等資材、設備の交流等、大体概要は似ておりますが、重点の置きどころがかなり違つたものとなっております。

○森元治郎君 いまちょっと成田さんの答弁の中に、条約の期限の問題が話があつたけれども、フランスは十年、片方二十五年、その後は自動的に變つていくんだが、特に十と二十五の違いはどういう目安で置いたんですか。

○政府委員(成田清治君) フランスの場合は十年でありまして、日豪協定の期限は二十五年になっております。この違いは、日豪協定の主眼点となつておりますところの、オーストラリアは非常に世界的な天然ウラン——ウラン資源の非常に埋蔵量の多いオーストラリアについて見ますと、日本がこれからいろいろ共同開発とか、共同でウラン鉱の探鉱開発をやる契約をしましても、まあ通常探鉱、開発に七、八年を要するわけでございます。それから経済的な採取開発期間としてさらにそれを入れますと十五年等がかりますので、そういう長期的な、ことに開発と協力ということを考えて、やはり十年では非常に短期に過ぎますので、二十五年という非常に長い期間をとりまして両者のウラン鉱の開発協力の円滑化をはかりたいというのでございます。

○森元治郎君 この協定は、もちろん主としてウラン資源を多角的に日本に入れるために経済的に安定的な供給、こういうことで二つの協定を結んだ

と再三御説明がなされております。問題は、ウラン資源が非常に少ないというのはいまだしも知つてゐる。いろいろなことを読んで見ると、あと十五年もすると、いま確認されてゐる量などでは世界はもちろん行き詰まりがくるのじゃないかと思つて、で、そのおおよその数字を世界と日本に分けて、ことに電源開発調整審議会とか、あるいは原子力開発利用長期計画などを見ると昭和六十年、一九八五年という年がすべての目安になつて説明がされてゐるようです。昭和六十年、一九八五年は原子力の発電量がいわゆる六千万キロワット。いまは百三十二万キロワットで二%だが、十五年後になつてみると当時の二五%に原子力発電が行なわれる、こういうことになつてゐますから、昭和六十年をまず目安に、そのときに日本のウランの所要量、不足量、それからそれ以後の不足量、そういうのを聞かないと、非常にあやふやに将来がなつてゐるのを見受けられるので、簡単なことですが御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(成田壽治君) 現在世界のウラン資源は、これはかなり経済性に乗る品位のいいものを対象にしまして百二十万トン、世界各国のトータル資源量が百二十万トンとされております。日本が将来、原子力発電が今度の長期計画におきまして、昭和五十五年におきましては三千二百万キロワットになる。それから、昭和六十年におきましては六千万キロワットになる。それから昭和六十五年におきましては一億キロワットの計画になつております。この長期計画に掲げておられますところの目標の規模を達成するためにどれだけの天然ウランが必要であるかということを見ますと、昭和五十五年までに必要なのは——これは累積需要でございますが、約四万八千トンの天然ウランが必要でございます。それから、昭和六十年までは約十万トンの天然ウランが必要である。昭和六十五年までは累積で十七万トンの天然ウランが必要であるということでございます。現在いろいろ電力会社等がカナダ等と契約をやつて、将来の手当てをやつておりますが、いま大体確保され

ておりますのは約六万トンであります。したがうして、昭和六十年までの所要量に対して約六割確保されておることであるが、昭和六十五年までを見ますと、これが三分の一ぐらしか確保されておらないという状態でございます。それから、世界の天然ウランの所要量を見ますと、昭和五十五年まで——これも累積でございますが、四十三万トン、それから昭和六十年まで九十六万トン、約百万トンに近いものになるのであります。これは、先ほど言いましたように、いま現在経済性のあるウラン資源の埋蔵量が確認されておるのは百二十万トンしかないのに、将来昭和五十五年までで四十三万トン、昭和六十年までで百万トン、非常に将来あふないんじゃないかという一つの形式的に並べますとそういう危惧も出てまいるんであります。これは石油の場合も同様であります。天然資源の場合は非常に需要が出てゐる。そして価格も上がつたりしますと非常に探鉱開発の企業意欲が湧いて、そしてそれによって相当とんとん確認埋蔵量がふえていく。それで石油の場合を例にとりますと、将来二十五年ぐらいしかたないという計算であります。消費量がとんとんふえてまいりつても依然としてその二十五年というのには保たれるように探鉱開発が行なわれておる。そういう意味で、天然ウランにつきましても、まだ初期的な段階でもありまして、今後探鉱活動の活発化によって、まだまだ相当経済性のある賦存地区が発見されていくんじゃないかと、そういう意味におきまして、決していま百二十万トンしか発見されておらないというのとは、非常に将来天然ウランの不足になるというのではなくて、今後消費量がふえ、探鉱活動が活発になるとこの確認埋蔵量もかなりふえていくんじゃないかというふうに、これは世界的に大体そう見られてゐるところでございます。

○森元治郎君 成田さんなかなか科学者で、数字に立脚してもっともらしいことを言ひなだけども、きょうみれば全く非科学的な答弁なんです。石油だってないと思つたがだんだんあるじゃないか、ウランだってないと思つたが、さしてみたらあるかもしれないから心配要らないというので、私が言うならわかるけれども、天下の原子力局長としては私は悲しい答弁だと思ふ。原子力関係は初期の段階であるからさういふんだんあるのだらう、形式的にはあふないかもしれないというのでは……。わが昭和六十年といへば十三年後です。十三年後には累積必要量が満たない。六割ぐらゐしか……。日本の場合、九万何千トンの六万、契約したものが六万トンぐらゐしかないありさまでしょう。何かもう少ししばしとおっしゃつてくれませんか。それはあなたの言ひのは、例のいまここで議題になつてゐる計算の場合は一ポンド十ドル以下という標準だから、これはもつと高ければあるんだと、それならもつととありそうだと、われわれに不安心をかけないで、十三年で電力産業も経済もみんなストップしちゃうんじゃないかと思ふから、もう少し科学技術庁のお方ですかから科学技術的に御答弁願ひたい。

○政府委員(成田壽治君) 具体的な例としまして、国際機関等の調査によりますと、一九七〇年四月現在でポンド十ドル以下の経済性のあるものが八十四万トンでありまして、これが一年ちよつとで百六十六万トンという、これは豪州等の非常に新しい地点の発見がありましたのでござい

ますが、最近の技術革新と、それから原子力発電に対する世界的な消費増大を反映しまして非常に最近ふえてゐるということ、そういう傾向は、まあこれは価格いかにともありますが、今後アフリカあるいは豪州、新しい地域で相当期待されるということがいふような基礎調査等の結果によりまして、いふわけておるところであります。それから将来の、二十年先になりますと、いま日本で動燃事業団がやっておりますように、濃縮ウランを使わないで、さらに使用する燃料よりも結果的に出てくる燃料が大きいような高速増殖炉の開発とか、あるいはウランを使って発電して燃料使用済み燃料から採取するところのプルトニウムを使うとか、新しい原子力発電の燃料源の確保がいろいろ

ないか、ウランだってないと思つたが、さしてみたらあるかもしれないから心配要らないというので、私が言うならわかるけれども、天下の原子力局長としては私は悲しい答弁だと思ふ。原子力関係は初期の段階であるからさういふんだんあるのだらう、形式的にはあふないかもしれないというのでは……。わが昭和六十年といへば十三年後です。十三年後には累積必要量が満たない。六割ぐらゐしか……。日本の場合、九万何千トンの六万、契約したものが六万トンぐらゐしかないありさまでしょう。何かもう少ししばしとおっしゃつてくれませんか。それはあなたの言ひのは、例のいまここで議題になつてゐる計算の場合は一ポンド十ドル以下という標準だから、これはもつと高ければあるんだと、それならもつととありそうだと、われわれに不安心をかけないで、十三年で電力産業も経済もみんなストップしちゃうんじゃないかと思ふから、もう少し科学技術庁のお方ですかから科学技術的に御答弁願ひたい。

○政府委員(成田壽治君) 高速増殖炉がいつごろ経済性を持つて日本の原子力発電形態に入つてくるか。これは今度の原子力委員会における長期計画の検討においても非常に検討されたところでありまして、いま日本では動燃事業団が実験炉をつくつてゐる段階、そして今後原型炉をつくる。これから入るといふ非常にまだ初めてのころの段階でございますので、おそらく将来経済的な炉として日本の発電体系に入つてくるのは昭和六十年代の中ごろではないかというふうに見られておる。今度の長期計画におきまして、昭和六十五年度原子力発電の規模を先ほど言ひましたように、一億キロワットという計算になつておりますが、その中で九千万が従来の軽水炉、一千万ぐらゐを高速増殖炉の前の段階として新型転換炉という新しい動力炉——これは軽水炉と高速炉の中間的な形態でございますが、全体の割ぐらゐは新型転換炉が入つてくるのではないかと。高速増殖炉につきましては、考へ方としては昭和六十五年ま

検討されておりますが、それまでの間といいたしましても、最近の探鉱技術の発展と、それから非常にまだ世界各国ともアフリカ、豪州その他の地区で相当な埋蔵量が期待できるという、非常に簡単な基礎調査等からもさういふふうにいわれておりますので、そういう意味では将来あまり不安はないといふことが言えるものと考へております。

○森元治郎君 基礎調査よりは少ないと思つた。豪州の場合でも少ないと思つたが、やつてみたらばたいへん量が違つてたくさん出る。また、十年、二十年後には高速増殖炉とか、そういう新しい燃料源の研究も進むから少ない分量であつてもやれるのだらうというふうな局長の判断では、日本もやつてゐる、外国もやつてゐる。一体いつになつたらこれが現実にかも経済的に稼働するか、高速増殖炉なんかの場合、確信はどの辺に置いておりますか。この年度ならば世界の場合やれる、日本の場合これはこれくらいならやれるのじゃないかという、実験段階とこれが本気になつてやる場合の見当、見通しは。

○政府委員(成田壽治君) 高速増殖炉がいつごろ経済性を持つて日本の原子力発電形態に入つてくるか。これは今度の原子力委員会における長期計画の検討においても非常に検討されたところでありまして、いま日本では動燃事業団が実験炉をつくつてゐる段階、そして今後原型炉をつくる。これから入るといふ非常にまだ初めてのころの段階でございますので、おそらく将来経済的な炉として日本の発電体系に入つてくるのは昭和六十年代の中ごろではないかというふうに見られておる。今度の長期計画におきまして、昭和六十五年度原子力発電の規模を先ほど言ひましたように、一億キロワットという計算になつておりますが、その中で九千万が従来の軽水炉、一千万ぐらゐを高速増殖炉の前の段階として新型転換炉という新しい動力炉——これは軽水炉と高速炉の中間的な形態でございますが、全体の割ぐらゐは新型転換炉が入つてくるのではないかと。高速増殖炉につきましては、考へ方としては昭和六十五年ま

検討されておりますが、それまでの間といいたしましても、最近の探鉱技術の発展と、それから非常にまだ世界各国ともアフリカ、豪州その他の地区で相当な埋蔵量が期待できるという、非常に簡単な基礎調査等からもさういふふうにいわれておりますので、そういう意味では将来あまり不安はないといふことが言えるものと考へております。

で入るけれども、計数的には幾ら入るかというものは明らかにしておらないという状況でございます。

○森元治郎君 なかなか期待の持てそうな持てないような不確定な要素が資源の面でも、そういう燃料源をつくり出す設備でも、前途にそういう不安定がある。不安定じゃない、たぶん期待どおりに動くだろうが、まず確たる目標は立てがたいという不安定に反して、きわめて確実なのは、日本における原子力発電所の設置、いろいろ安全性の問題、環境の問題、あつちこち問題がございますが、電力会社あたりは夢中になって、無限に資金があり、新型転換炉、高速増殖炉も昭和六十年から六十五年、七十年にはもうできるんだといったような仮定の上に立って、それつくれという計画では少しずれていくと思うのです。安全性の問題でも問題があり、資源の問題でもそんなふう。燃料源をつくり出す設備にしてもそういうふうなのに、現在四基の発電所が日本で動いておりますが、先ほど申した昭和六十年、一九八五年度における建設済みの発電所及びその段階でなお建設中、計画中のものはどんな数字になりますか。

○政府委員(成田壽治君) 長期計画におきましては、将来のこれはマクロ的な見通し、電力需給から原子力発電が六千万キロワット必要であるという一つの目標として計上をしておるのであります。現在具体的な計画として原子力発電が考えられておりますのは、いま現在運転中のものは、先ほど御指摘のように四基ありまして、そのトータル出力は百三十二万キロワットでございます。それから政府の許可がおりまして現在建設中のものが十二基ありまして、そのトータルが八百二十万キロワットでございます。それから第三のカテゴリーとして、電力会社から申請がありまして、現在安全審査その他原子力委員会審査中のものが五基ありましてその出力は五百二十二万キロワットでございます。したがって、これを合

わせますと二十一基千四百六十四万キロワットぐ

らになります。これが現在具体的な地点、具体的な規模等のわかつておる、政府として明白につかんでおるものでございまして、これが将来昭和六十年、六十年六千万キロワットになるために、どういふ地点にどういふ会社でどういふ規模の発電所をつくるかというのはいまは今後の問題でありまして、電力会社がいろいろいま検討中であつて、政府としての具体的な計画としては二十一基、千四百六十四万キロワットだけが政府の把握しておる計画でございます。

○森元治郎君 話はちよつと飛躍しますが、この電気を遠くから送るときはロスが当然これはあるんでしょね。あつちこちで、この狭い日本、そこへ集約的に、しかも大規模なものを、風光明媚な若狭湾にもつてきたり、わが茨城県でもいろいろ問題を起こしておる。これを一まとめに、択捉、国後ですね、あそこへいって六千万キロワット、かりに島を全部つぶして、そして電力を送つた場合にはどのくらいロスがあるものなんですか、東京へ送つた場合、距離の何乗とかいろいろ数式があるんでしょ、飛躍する質問ですが。

○政府委員(成田壽治君) 非常にめんどうな御質問で、あるいは現在北海道と本州は送電線路がないのでありまして、将来下北半島と北海道とを結び送電もいろいろいま研究されておるようでございますが、現在のところ具体的な計画がない。したがって、いまは北海道の北端のところに集中的に原子力発電所をつくるという問題もわれわれ検討したことももちろんないでありますが、将来送電線ができれば送電ロスというのは非常に距離に比例して、まだ終戦直後は二〇％もありましたのが最近いろいろ合理化をやつて六％、これは全国段階でございますが減つておりますが、これはやはりいろいろ装置等いろいろな合理化もなされておりますが、距離の問題もありまして、これが北海道から東京までというもしも送電線路ができれば、距離からして相当高いロスになると思ひます。

それからまあ発電所をつくる場合は単なる土地

だけでありません、あるいは水の問題とか、いろいろな問題もありまして、北海道の北の離島に集中的に置いて、そして本州の需要をまかなうという問題は、まあもうちよつといろいろ今後検討してみたいと思ひます。

○森元治郎君 私はね、そこへ置くか——私が申し上げたのは、択捉、国後がソビエトから平和的な贈りものとして返つてきた場合、あそこ、一カ所に六千万キロワットというものを置いた場合に、それを東京に送る場合どのくらいロスがあるか。昔は、終戦後は二〇％だったのがいまは六％だと、それはどこの距離の場合が知りませんが、その数式を知りたかったです。どういふ式が成り立つのか、これは一％くらいならばやつたつてもともと安いウランの燃料ですから一％減でも火力発電の電力よりは安くいけるんじゃないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(成田壽治君) それは一〇％とかそういう問題じゃない、おそろく従来の交流送電といひますか、従来の送電方式ではともロスが多くて実現性がないものと考えられるのであります。したがって、現在いわゆる直流送電方式のものが検討されておまして、この直流送電方式によりましていろいろな施設費がかかるのでありますが、送電ロス自体は交流送電の二割くらいにとどまるということもいわれておりますので、この直流送電、いま検討中のそういう技術の開発が成功することが必要で、その直流送電の検討の結果によつてはいろいろそういう検討も——これもまあケーブルをつくらぬといけませんもので、それから検討する必要があると思ひますが、従来の常識的な送電方式ではおそろく経済的あるいは技術的にも乗らないんじゃないかというふうに考えられるのであります。

○森元治郎君 まあ常識的というところにとどまったのはこの激しい進歩発展の社会のときにはためて、私は一つのアイデアとして申し上げたのです。

幾らというウランを日本はどのくらい買ふんだ、売りますという保証ですね、量的なそういうものはないんですか。

○政府委員(成田壽治君) この協定におきましては、ウランを日本が蒙州、フランス等から買うという数量的なワケはなくて、むしろこの買うこと自体は、日本の電気事業者、あるいは向こうのマインニング会社等との話によつて購入計画なり共同開発計画なりが今後進められるのでありまして、この協定におきましては、そういう具体的な取引契約が進められる場合は、両政府ともその実現に大いに協力しようという政府としての考え方、協力して円滑にその経済交流を促進しようという考え方でございまして、実際の取引は当事者間の具体的な契約によつてございまして、また相当オーストラリア等につきましては資源的にも十五万トンという非常に大きな、現在でさえ大きな余力がありますので、価格等の条件が整うならば相当日本として将来期待できるといふふうに考えております。

○森元治郎君 関西電力では例の人種差別の南アフリカのナフコールといったかね、そういう会社から五千八百トンのウランの契約をしておるんですが、南アフリカはもうわれわれが、みんなが知っているように、去年かおととし二十三回の国連総会でそういう人種差別をやつてゐる国との貿易を発展させることはやめようという、自衛せよといったような決議が通つております。ところが片方ではウランはしばしばに五千八百トンくらいのウランの買付け契約を関西電力がやつてゐるのを見がしておるのか、知らないで会社がやつてゐるのか、どつちですか。

○政府委員(影井梅夫君) ただいまの南アフリカの人種差別政策、これに對しましては日本はもう一貫して反對しております。ただ、ただいま御指摘の日本と南アフリカとの間の貿易、これにつきましては、日本といたしましては特にこれを促進しないようにということで氣をつけている次第でございます。この点につきましては、いわゆるブ

ラック・アフリカのほうでは、希望をいたしましたし、なるべく早く日本と南アフリカの貿易、これは縮小してほしくないことを言っております。しかしながら、日本といたしましては、促進はしないが最小限度と申しますが、必要な貿易を行なうということにつきましては、いわゆるブラック・アフリカのほうにおきまして、公式には別といたしまして、実は了解をしているものではないか、このように考えております。

なお、ただいまのウラン鉱の詳細につきましては原子力局長から……。

○政府委員(成田壽治君) 現在までのところ、日本の電力事業者が南アフリカと購入契約を結んでいる量は約一万六千ショートトンというふうに見られております。これは大体米国に送られておきまして、濃縮ウランの形で日本に入ってくるというところで、現在まではまだそのウラン鉱は濃縮されて日本には入っておりません。昭和五十年ごろ以降に日本に濃縮した上で入ってくるというふうに考えております。

○森元治郎君 成田さん、アメリカ回りで濃縮ウランが戻ってくるのは、これは手続であって、それは問題は保障措置の問題がからんでくるから、アメリカを経由しなければだめですから。

それはそれとして、国連局長の答弁はおかしいです。これはあの決議で日本は棄権しているんです。二十三年の国連総会で人種差別問題のときには反対をしていますが、棄権をしているという事実が一つ。促進はしないが、必要な貿易はやるというところは、黒い人たちは御了解願っているんじゃないかと言っているのは、あまりにかつてです。一番日本が必要とするものを買っているんですから、日本にとってはウランがないんですから、全然ないんだから向こうから買うというのに、最小限とかいうカテゴリーには入らぬ。やはり貿易促進というまでもなく、大きく向こうにプラスさすということに黒い人たちは相当反感を持っているんじゃないか。いずれにしても、そういう決議のある以上、日本は棄権していますが、やはり国際

的にそういう決議のある場合には、これを少なくともテーク・ノートした外交的措置が必要だと思っております。そうしないと、何かというときにやられますから。もうクジラであらうと、ストックホルムの会議であらうと、日本のやることなすことみんな見ておりますから、やはり国連の決議があった場合には、まじめにテーク・ノートしていくことが必要だと思つて、それはアメリカを通じてくるんだから、アメリカで濃縮してくるんだから、まわらないというのには、これは技術論であつて、これは関西電力がいかにほしかろうと自衛をさせる態度が大事だと思つて、日本の原子力はこれから長い産業ですから、そういう態度がほしいんですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(福田起夫君) わが国は多量のエネルギーを必要とします。そこで今日におきましては、これを石油に頼っているというのであります。が、原油の所要量もなかなかこれを順調に調達し得るかし得ないか、これは今後の問題になる。そういうときに、これを補充するウラン資源、これも非常に貴重なものである。そういう角度で、わが国といたしましては、わが国のウラン資源を充足するというために、わが国自身としても努力をしなければなりませんけれども、やはりウラン資源も限られたものであつて、これを世界的の視野においてどういふふうに配分したしていくか、そういう点にも心すべきであると同時に、ウラン資源が一体なくなったという場合にどうするかというところも、もうそろそろ考えておかなければならぬ。核融合であるとか、いろいろありますが、そういう問題につきましても、国際社会の中で日本も協力し、そういうものの開発にも目を、今世紀末というか、二十世紀から二十一世紀まで転じて対処しなければならぬし、その間におきまして、わが国が国際社会におけるマナー、ウラン、原子力エネルギーに対するマナー、こういう問題につきましても、よほど気をつけていかなければならぬ。公害問題に対するわが国の態度、まあストックホルムでいろいろ議論がありますが、

それと同じような態度でこういう問題にも対処していかなければならぬだろう、かように考えております。

○森元治郎君 政府委員いかがですか。あなたは黒いほうの人たち、南アとの貿易を日本は促進してないといふことは、黒いほうの人たちも理解してくれているのじゃないかという御答弁があつたけれども、これは日本が非常に必要としておるものであつて、少しぐらい悪く言われても南アフリカから輸入するのだというのでは、南アフリカをいやがる人々に対しては悪い印象を与えていると思うが、国連局長いかがですか。

○政府委員(影井梅夫君) 非常にむずかしい問題だと思つて、わが国が資源がほとんどないという事情、これは私はいふゆるブラック・アフリカの諸国もおそらく理解してくれているものと信じています。しかしながら、もちろんたまたまといまして、先ほど先生御指摘のように、日本と南アフリカとの間の貿易を促進する、この態度はとつておらない。この点はブラック・アフリカのほうではよく評価してくれている、間違いないと思つて、今後の方向といたしまして、決してこれを促進しない。ただいま先生御指摘のように、必要最小限のものにとどめるというこの方向、これも理解されておるものだろうと、私はこういうふうに信じております。

○森元治郎君 大臣と原子力局長の答弁、これは大きな違いがあるが、私はウラン燃料はあと数十年でちよつとおつかない事態になるのだということに対して、石油の前例もあり、どこかもつとさげせばあるはずだという樂觀的な御説明が原子力局長の答弁で、大臣のほうでは、これは将来石油と同じようにどうなるかわからぬから勉強しなければならぬ。こういうふうに御意見は違つてゐるのです。その点はつづきません。

そこで先に進みますが、ただ自分がほしければ、どんなことがあつても、人に悪口を言われようと何しよう、ものをきめていく態度は、大國日本としてはとらないほうがいい。嚴重に注意し

ながら進む。黒い人たちの理解も求めつつ進むというのが外交上大事なことだと思つて、だから、小さいことですが、原子力局長、一ポンド十ドルという話、それは採算可能だといふ線だといふことでしよう。もつと近くであるとか、採掘が容易になれば安くなる。遠くで不便で何度も道路をつくつていくということであれば高くなるので、一ポンド十ドル、世界的にそういう水準でのお話し合いをしているのじゃないかと思つて、そのスタンダードはどういうところからとつておりますか。

○政府委員(成田壽治君) 現在の国際相場は、最近かなり安く、一ポンド七ドルぐらいになつてゐるやうであります。大体理蔵量において、これは国際機関等の分類におきましても十ドル以下と十ドルをこえるものというふうに分けて、まあいまの状態はウラン鉱と石油の経済性から考えて、やはり十ドル以下でない経済性に乗りないうという考えから、十ドル以下と十ドル以上というのがI A E Aの分類等においても従来からとおるところでございまして、いまはかなり安い七ドルというところでありますが、まあ将来を考えると、やはり十ドルをこえないものはかなり経済的に入手開発できるものと考えられるのであります。

○森元治郎君 きょうはウラン資源だけにしぼつちやいます。よくよくそれが売れるという様子がないのがふしぎだと思つて、こんな相手の軍事的にも死命を制せられるものをさつと一ポンド十ドルなら十ドルという平均的な相場ではいいだけ売つてあげましょう、買ひましよう、これは非常に私ふしぎなんです。どうしてよその国はおつかない軍国主義日本、何に使うかわからないものにあまりやらないほうがいいと思つて、各国が皆せつとくれるのです。どういふ意味ですか。

○政府委員(成田壽治君) ウラン鉱につきましては、現在むしろ在庫があり過ぎるというのが各国の実情のやうでございます。これはもちろん軍事利用の需要量が最近減つてゐるということもある

と思ひます。それから一時相当探鉱開発、鉱山会社等の開発が急に進んだということもありまして、現在は各国とも在庫がかなりあるという実情だろうと思ひます。それから日本に売って軍事利用等の懸念があるというお話も、これも確かにそういう心配もあるわけですが、こういう原子力協定によって、このねらいはむしろ平和目的に限って売ると、しかもそれを自後の国際機関による査察によって、保障措置によって厳重に監視するということに、今度の協定等のねらいがあるのではありません。そういう意味からこの協定等によると、そういう平和目的以外に利用されるというおそれもなく、非常に円滑に供給が確保されることはたしかだろと思ひます。それから最近、これは石油と同じようにウラン鉱の生産国が石油のOPECのよう、最近パリで生産国の会議がありまして、そこにおいてウラン鉱が最近値段がかなり買いたたかれていて、お互いに話し合ひをして価格の維持をはかるうではないかと、この動きが石油のOPECと同じように、あるいは将来の価格の引き下げを防ぎ、また多少つり上げるほうに働くおそれは考えられるのでありますが、需給問題としては現在はいくら供給過剰傾向にあるというの、これは一時的な状況でございますが、現在はそういう状態になっております。

○森元治郎君 最後の質問。その供給過剰さ、在庫ありと、いま日本が外貨たまってしかたないから少し買ひ占めておけないう話も新聞にちらほら出ますが、これはまじめな話なのかどうか。将来値下がりすることはないので、長期的に見れば、もともと絶対量そうたくさん、何千万トンという話がないのだから、この際安いうちに外貨減らしのために押えておこうという話は、政府部内で論議したことあるは商社間でそんな話を持ち込まれたことがありませんか。

○政府委員(成田清治君) これはアメリカからでございますが、昨年から非公式に天然ウランを日本で将来のために買わないかという話もありました。また最近、これはウラン鉱だけじゃなくて濃縮ウラン、濃縮作業の予約といふ話も、そういうものの将来に対して、日本として将来需要がふえるのだから確保しておかないかという話もあったことは確かでありまして、ただ天然ウランについて考えまして、七ドルのウランが将来十ドル等に近づくとしまして、その間の金利の問題を考へますと、これは電気事業者、日本で買ひの契約当事者は電力会社等の事業者になりますので、保管しておく間の金利と将来価格がどれだけ上がるかという見通しの計算になりまして、現在まだ具体的な話まで進んでいないようでございます。

○渋谷邦彦君 まず最初にお尋ねをしておきたいのは、この協定によって今後具体的にどういふ話し合ひとか、それから行動が予想されるのかという点がらまず何っておきたいと思ひます。

○政府委員(成田清治君) 日本と豪州との関係でございますが、豪州は先ほどお話がありましたように、ウラン資源の世界でも有数の保有資源を持つていて、将来もまた現在でも商社が中心になって電力会社に豪州の天然ウランを買ひ商談を進めておりますが、豪州は輸出規制等がありまして価格が適正でないといふこと。あるいはもう一つはやはり平和目的に限る場合だけでないといふこと。あるいはまた協定を結んで、今後この協定ができて平和利用に限られるといふことが制度的に保障されるようになりまして、いま進行中の商談は非常に拡大されて成約状態に入らと思ひます。

それから将来考へますと、日本のウラン資源はやはり開採、輸入の比重を高めていかなければいけません。というのは原子力委員会の考え方でもありまして、そういう形で将来現地資本と日本の資本によつて合併によりまして新しい鉱区を開発していくという事態も当然考へられて、これがこの日豪協定の大きな期待される点だろと思ひます。それからフランスにつきましては、現在フランス

スも有数の、これは国内で五万トンくらいウラン資源の保有量があり、フランスの経済圏の中では十萬トンくらいあると言われて、現在でも七千トンくらいは契約ができておりまして、この点がさらに進められると。そのほかフランスは、まあこれも去年非公式な話がありまして、フランスの濃縮技術がありまして、これで共同で濃縮工場の建設を検討しないかという提案もあつて、現在いろいろ両国間で検討しておりますが、そういう濃縮の技術の関係、あるいは再処理関係の技術、これはすでに動機とフランスの私企業が再処理技術の協力をやっておりますが、そういう形でウラン資源だけでなく濃縮技術あるいは再処理の技術あるいはプルトニウム等のウラン以外の燃料等の供給等においても、かなり日本とフランスとの間でそういう協力関係が従来以上に拡がってまいらうというふうに期待しておるところでございます。

○渋谷邦彦君 この協定の中で文言の上から言つた場合に、特に「供給された情報、資料、設備」云々ところあります。これから特に一番大事だと思ひますのは情報関係の収集、これが一番大事だと思ひますが、こうした問題がこれから具体的にどういふふうに定期的に会合を持つた際に情報を収集するのか、あるいは必要に応じてそのいろいろな情報の交換をするのかといふことですね。この協定そのものを生かそうとすれば、ただ協定をつくつた、実際の行動は少しも行なわれていないといふことになれば、単純に考へて何のための協定をここでつくるといふことになりまして、やはりこの裏づけとして具体的ななければならぬ、こうなると考へますけれども、協定の持つ何というのか意味づけといふものは、これはむしろ外務省のほうにお伺ひしたほうがよろしいかと思ひます。協定ができて具体的ないろいろな計画ではないか。必要ならばこれから一体政府として具体的にこの協定の精神を生かすためにどういふことを一体考へて、そしてやろうとしているのか

○政府委員(影井梅夫君) 先ほど原子力局長から説明されました趣旨、これは私どもも外交的の観点から常に原子力局と協議を重ねながら、何と申しますか、この協定による日本のための利益といふことを考へながら原子力局との協議を密接にして進めていくという、大体そのような方針を考へておる次第でございます。

○渋谷邦彦君 たいへん抽象的な言い回しでございますが、実際はどうなつていくのですか。

○政府委員(成田清治君) たとえば日仏協定等が成立しまして、この情報交換が協定として協力関係が確立されますと、たとえば原子力研究所が現在フランスの原子力庁と放射線科学の分野、あるいは材料試験の分野において研究協力がいま行なわれておりますが、そういう形で実地研究をやるといふ当事者同士でいろいろな分野の協力関係が確立されて進められていくと思ひます。それから動機事業もフランス原子力庁との間に高濃度ウランに関する研究協力を進めておりますが、この関係もいろいろ範囲が広がって、向こうの研究主体とこちらの研究主体の間で必要なものは情報交換、技術交流の話し合ひが進められると思ひます。それから政府間でも先ほどありましたウラン濃縮のこれは技術的な単なる検討会でございますが、そういうワーキンググループ等の話し合ひが持たれて、したがって、そういう交渉が行なわれておりますが、これもだんだんいろいろな形で拡大されていくといふことにならうと思ひます。協定ができました場合には、研究主体あるいは事業主体等が中心になってフランスの同様な研究主体等と広い範囲にわたつて研究協力が進められていくといふふうになると思ひます。

○渋谷邦彦君 つまらぬ質問かもしれないけれども、いまフランスにしても、オーストラリアはどうかわかりませんが、先般締結されているアメリカですね、そういう国々が情報を得るといふことよりも、これは主體的には日本が一番情報なり資料の供給を受けなければならないという立場に

を十分に探求していく方針で、いま、鋭意原子力委員会等でも専門家の方々を集めて検討を進めているところでございます。

○渋谷邦彦君　いずれ、その問題は次の機会に譲ることにはしたいと思うのですけれども、そのほかの危険と目される事故ですね、起こっているで

しょう。実際、三十八年から四十六年まで、たしか二十六件ある。昨年一年間で四件ある。これにちゃんと出ている。ところが、この種の事故というものは、言うまでもなく、一件たりとも起こしてはならない。これは大原則であります。私、そう思うけれども、実際この事故が起こっている。

こういふことが一体どこに原因があるのかはともかく、この中には取り扱い技術が未熟のためというのがあるんですね。これは言語道断だと思ふ。監督の上からいっても、これはまことに無責任きわまるあり方ではないだろうかと思う。これは技術が未熟なために起こした事故なんというこ

とで片づけられて、その受ける被害のほうがおその何十倍、何百倍というふうなことになったら、これは取り返しがつかないということになるわけでしょう。そういうた事故防止ということについて、これはもちろん、いままで申し上げたとおり、全然考えていないんじゃないことは言いません。

しかし、起こっていることは事実だ。今後、原子力発電等がますますその要求に応じてつくられなければならないといった場合に、こういう事実関係を一体どう説得力をもって地域住民を納得せしめるかということになるんじゃないでしょうか。そこらあたりは十分考えておるだろうと思うけれど、

ども、こんな考え方を持っておりますか。

○政府委員(成田壽治君) 御指摘のとおり、原子力発電所、原子力施設の事故でございますが、昭和三十八年度以降二十六件起っております。これからは世界的に見ましても、軍事利用時代には大衆には被害を及ぼすような事故はありました。が、平和利用

用につきましては、環境とか大衆に影響を及ぼすような事故は世界的に出おりませんし、また日本においても、特に先ほど言いましたように、平

常運転の場合はもちろん、事故時においても十分安全なような審査基準で許可をしております。環境あるいは一般大衆に障害を及ぼすような事故は一件も起きておらないのでありますが、また、それは起きたらたいへんなことで、これは厳に絶対起こさないようにつとめておるところであります。

で、この二十六件の事故は、考えてみますと機械とか装置の故障による事故、それからもう一つは従業員の不意からくる事故、この二つが非常に多いケースでありまして、機械、部品等の故障につきましては、いろんな使用前あるいは運転時の点検等を厳重にやって、そういうことがないように非常に注意させておるところでありますし、また最近はそのようなものもかなり減ってきておると思われれるのであります。それから従業員のみステークによる事故、これは遺憾ながら最近かなりケースが多い。それでこれは結局非常に実用化が広がりがまして、仕事のなれからくる不注意といえますか、そういうのが一つの大きな原因になつておるのではないかと、いうふうに考えられます。そして、われわれも昨年の事故以来、機械あるいは運転等の原子力施設の総占検を事業者に命じ、またた従業員の保安教育、あるいは保安規定の順守等のいろいろな保安教育の徹底を要請して、通産省と毎月定期的に各社の保安責任者を呼んで、その徹底をはかつてきておりますが、まだ非常に遺憾ながら若干の事故も起きておりまして、この点はさらに徹底をはかつていきたい。そしてこのやり方としてはやはり仕事が非常になれてまいると、実際の作業員の不注意からいろいろなミスをおかすので、やはりその作業のつど、その仕事の安全性、問題点を十分頭に入らせて、そして必ずその作業をやるのに、自分に、自分のやつておることがマニュアル等に合っているかどうかということを確認させ、そしてそれを上司が十分見るといふような、非常に末端まで保安教育を徹底させるということに尽きるものと思ひますので、この点は厳重に、さらに徹底を期して、末端までそういう保安作業の徹底をはかると

るように、極力注意しておるところでございます。

○渋谷邦彦君 いま言われた、残念ながら最近非常に作業員の不注意による事故が多い。これはやはり考えなければいけないと思うのです。厳重に監督すればそれは解消できるか、これはできないか、むしろその背景として生活環境がどうなっているか、こうしたところまでやはり心を用いて未然に事故防止をやらなければならぬ。これは当然のことでしょう。あるいは賃金はどうなっているか、住宅はどうなっているのか、保安を最大の課題にして取り組まなければならない仕事の場合は、より以上そうしたことに意を用いなければならぬのじゃないかと思う。厳重に監督すればそれでいいんじゃないもので済むものではないと思ひうのです。総点検やった。総点検やったあとに必ず事故が起くる、そういう例だって過去になかったわけではない。そういうことを十分考慮していただきたい。これは過去にこういう例があったのです。これは私から何も言わなくても局長は百も承知の話なんです。核燃料が破損してヨードが漏れたという事件があるでしょう。あるいはコバルトが検出されたという事実もあるでしょう。これはたいへんな問題ですよ。ただ被害が多くの人にはほとんど及ばなかったというからいいというものではないでしょう。実際コバルトが漏れたり、あるいはヨードが漏洩したということはたいへんな問題ですよ。これからそういう仕組みがどんどん全国的に広がりを見せる場合に、こういう問題が今後絶対起きないということは考えられませんが。私はしろろとですからわかりませんが、じゃないかと思うのです。あるいはすでに使用済みの核燃料からも、多量のクリプトンとか、トリウムですか、そういうものが検出されている。しかも、それに対する再処理が全然行なわれていない。できているのですか、その処理方法について。そういうことを総合的に整理して考えてみた場合に、はたしてこれから、原子力の平和利

用　表現はなかなかいいと私は思うのですよ。ばあっと、平和利用と言えはだれでも理解を深めていただけるだろうと思ふけれども、こうした問題が起こつてゐるときに、やはり一方においては、こういう問題に一体どういふふうに具体的スケジュールを組んで、事故防止のための最善の努力をするかということにも、われわれなりに考えられます。だから、事故が少なかつた、その影響が他に及ぼす範囲が狭かつたというから、どうと云ふことではないみたい、そういうことを言つた人じゃないだろうと思ふけれども、それはやつぱり考へてもらわなくちゃいけない。いかがですか。

○政府委員（成田壽治君） 決して、原子力事故が一般大衆に障害がないからいいということではな

くて、これは従業員といえども、一件の事故もないのが非常に望ましいのでありまして、そのためにも、先ほど御指摘のように、生活環境の非常に改善といえますか、そういう精神状態も、非常に、実際の作業には大きく影響すると思ひますので、それらの点も十分配慮もしなければいかぬと思ひますし、それから、下請の問題等もたいぶそういうケースがあるようでありますので、下請企業に對しては十分徹底をはかると、そういうことが痛感されるのであります。そういう意味から、こやうは総点検、保安教育の徹底だけでなくて、やはりそういう環境の問題もいろいろ考へて、そして二件の事故もないようにしないと、これは原子力発電に對する国民の信頼というものを失つては、非常に将来の日本のエネルギーの重大な役割りを果たすところの原子力に對して、国民の不信任が重なるというのでは非常に問題でありますので、その点は十分配慮して、具体的にどういう形でやつていくかというのは、さらに十分検討して、事故のないように徹底をはかるように今後さらににつとめていきたいというふうに考へております。

○渋谷邦彦君　とにかく具体的にやつてくださいます。検討、努力じゃ間に合わないのだ、ほんととこ

は。こういう協定が結ばれていくでしょう。どんないろいろな情報交換が始まるでしょう。ウラン資源をまた日本として買い取る、あるいはまたいろんな濃縮ウランを買い取るといふ事実関係が起こっていくでしょう。受け入れ体制が万全でなかったら、せつかくこういう協定を結んだって、はたしてほんとうに興味があるのかという疑問が出てきますね。だから、その点は、いま申し上げたことを申し上げなくとも、十分それは承知はされているとは思いますが、この機会に、十分その点を確認をしていただいてやってもらいたい、こう思います。

それからもう一つ、多目的の利用について、日本ではいまだというふうに作業が進められていますか。

○政府委員(成田喬治君) 原子炉の多目的利用につきましては、これは世界各国ともいろいろ検討しておりまして、将来、日本のエネルギー問題のために非常に必要であるという、委員会の長期計画でもうたっておりませんが、ただ、たとえば製鉄用に使う場合は、出口温度が千度以上でないといけないとか、非常に嚴重な要件が必要でありますので、この千度の温度をとるためには、材料の問題とか、燃料の問題とか、当然、安全性の問題、非常に進めるべき問題多々あるのであります。そういう意味から、従来から、原子力研究所に予算をつけてまして、燃料、材料等の、現在基礎研究所階でありますのが、現在のところは原研の予算として、多目的利用の關係はわずか二億程度でございしますが、そういう燃料、材料等の基礎研究の階を現在やつておりますが、これをさらにいろいろな研究計画をつくって、将来実験炉の——これら建設するということはもちろんまだきまつておりませんが、これは世界的な研究の過程もよく考へて、そういう必要な実験炉の建設問題について検討する。そのための研究を今後原子力研究所において、基礎研究から関連の研究を進めるといふことが、今度の長期計画でもうたつておりまして、今後の非常に重要な研究テーマとして、多日

的利用の推進をはかっていきたいというふうに考
えております。

○波谷邦彦君　もうすでにアメリカあたりでは、
たとえば温排水の利用方法、これについては暖
房用の長期利用に活用する使用と、あるいは海水
を淡水化する、こういう作業が進展しているよ
うです。むしろ、そういう問題こそ、まことにこ
れは平和利用のために好ましいことでありまし
て、そういう情報の交換こそが、むしろいま急が
なければならぬ問題でもあらうかと、私は私に
に考えます。だから、これはもちろん安全の確
認というこの情報も必要でございましょうし、
今度はそういう廃棄されたものの利用というもの
ができれば、これはだれが考えてもそれはもうた
いへんな利用価値があるわけですから、むしろこ
ういう協定が締結された場合に、積極的にそうい
う情報を集めて、それで将来当然起こる問題とし
て、いまでもそういう計画をもつて進めているとい
うわけですから、むしろそれは短期に、長期間か
かったのでは利用価値がやはり相当落ちますし、
また、それだけにいろいろな問題が起こる危険性
がある。できるだけ早い機会にそういう問題を整理
して、そうして今後日本として、たとえば温排水
の問題についてもこのような利用価値がある。そ
れで危険は全くないというようなデータをきちん
とつけて、そうして原子力発電所なんかできる
場合でも、こういうふうな利用の方法もあるのだ
すという、きちんとした言い方ができて、地域住
民に対して安心感を与えるという行き方が望まし
いと私は思ふけれども、電力会社によつては非
常にルーズなところがありますよ、私がいままで
聞いている範囲では、地域住民のことを全然考
慮しない。それでも企業さへ何とか採算ベース
がとればいいんだみたいな考え方で先行しちゃう
いますから、もう必ず問題が起こります。だから、
起こることを、いやというほど原子力局長も
身にしみて感じているさなかでありますから、
この点、重ねてぼくはその点だけを要望だけ
して、私の質問終わります。答弁要らないです。

○委員長(八木一郎君)　速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(八木一郎君)　速記を始めて。

○星野力君　先日の外務委員会・科学技術特別委
員会の連合審査の席で、外務大臣が、核拡散防止
条約を批准すると、平和利用の面で手をしばられ
るおそれがあるという意味のことを言われたと思
うのですが、どのように手をしばられるのかを、も
う少し具体的に御説明願いたいと思ふのです。私
たち、決して核拡散防止条約に賛成して早く批准
してくださいという意味で申すわけじゃございま
せんが。

○国務大臣(福田赳夫君)　この核防条約に批准を
するということになると、その拘束を受ける、こ
ういうことになるわけです。そうしますと、わが
国の核の利用状況について査察という問題が起
こってくる。この査察の態様が、他の国に対する
国際原子力機構の査察と、これと不平等な立場に
なるというふうなことになる。それだけ
わが国はわが国の原子力平和利用を制約をされ
る、こういうことになる。こういうことを指して
私は先般申し上げたわけでありました。

○星野力君　核防条約では、核保有国と非保有国
では、査察のやり方が違ふのですか。

○国務大臣(福田赳夫君)　これはたとえば、い
ま、ユーラトム諸国が原子力機構との間に査察に
ついての打ち合わせをいたしておる最中でござい
ます。ユーラトム諸国に対する原子力機構の査
察、そういうことで、これがわが国に対する原子
力機構の査察、こういうことと不平等になつて、
わが国に対しては、またユーラトムに対しては
ては寛にというふうなことになる。その
間、わが国は平和利用について制約を受ける立場
になる、こういうふうな思ひます。

○星野力君　そうしますと、日本政府はどのよう
な保障が得られた段階で核防条約を批准なさるの
ですか。

○国務大臣(福田赳夫君)　この核防条約の調印の
とき、わが国の態度を明らかにしておるわけ

す。それは声明という形でやっております。その
声明の主たるねらいは、わが国が原子力平和利
用、そういう面において不利益な立場に立たない
と、そういうことでありまして、そういう点が確
認された時点、これが私はこの条約を批准をする
という時点であらうと、こういうふうに考えま
す。

○星野力君　そういう保障を得るための話し合
いは現に進行しておりますか。

○国務大臣(福田赳夫君)　まだ表立った交渉はい
たしておりません。まあ表立った交渉をします
と、やはりいろいろと交渉の過程において拘束を
受ける、こういうふうな傾向になりますので、
この交渉自体についても非常に慎重な考えを
とつておるわけです。いま現実の問題とすると、
ユーラトムの交渉の推移を見てわれわれとしても
予備交渉を始めたいと、こう言つておるわけであ
ります。

○星野力君　わかりました。

それでは大臣、もう一つだけ、簡単なことで
が、将来ソ連との間に原子力の平和利用協定を結
ぶことは考えられますか。

○国務大臣(福田赳夫君)　ただいまソ連との間で
原子力平和利用協定というものは頭にあきません
けれども、いま日ソ間はきわめて友好の關係にあ
りますので、あるいはそんな話を持ち上げてこ
ないとも限らない。しかしただいまのところ、そ
のようなことは頭にもありませんし、また話し合
いも現にございせん。

○星野力君　この二つの協定に基づいて入手した
燃料その他の資材、設備、施設などの平和利用の
保障、軍事目的に使用されないうための保障の措置
が取りきめられておるわけでありまして、どうも
私にはわかりにくいので、これを簡単に説明して
いただきますが、どうですか。

○政府委員(成田壽治君)　日蒙、日仏協定によつ
て提供された核物質あるいは設備、施設等が平和
目的に限る必要が当然協定上の義務として課され
ておりまして、その履行を保障するために、三国

間でIAEAの査察を受ける協定を結びますと
IAEAの査察を受けることになるわけござい
ます。現在も日本とアメリカ、カナダ、英国、
三カ国の原子力協定がありまして、これによつて
IAEAの査察を原子力施設が受けております。
たとえば昨年の間に、この三カ国、カナダ、アメ
リカ、イギリスの協定によつて約十回ほどIAEA
の査察員が、日本の原子力発電所あるいは燃料
工場あるいは研究施設等に参つて、大抵百三十三
の施設について十回ほど査察員が参つておりま
す。これは一昨年ごろは非常にちよつときびし
ぎるという問題もありましたが、昨年以降改善さ
れまして問題も起きておらないという状態ござ
います。IAEAによる査察の態様としまして
は、一つは核物質の移転に伴う通告をIAEAに
行なう。二番目としては、原子力施設的设计、資
料の提出を行なう。三番目としては運搬等の記録
をとつていく。四番目としては報告を定期的に出
す。五番目としまして、さつき言いました査察員
の実際の立ち入り検査、査察を受け入れるとい
うやり方がIAEAによつてなされておる。ま
たこれは日米英と同じように日蒙、日仏の場合も同
じようなやり方となると思ひますが、これは昨年
十回ほど、ことしになつて五回くらいいってお
ります。

○星野力君　日仏条約のほうの核防条約の第三
条4にいう云々とは、あれはどういうことですか。

○政府委員(穂崎巧君)　核防条約によりますと、
非核兵器国は核防条約に入りました場合は、IAE
Aとの間に核防条約のものにおける保障措置を
受けるためにその交渉をすることになっておりま
す。これが核防条約の第三條4でございまして、
日仏協定の第三項の意味は、フランスはまだ核防
条約に入つておりません。ただフランスが核防条
約に将来入るから入らないかわからないわけであ
ります。日本が核防条約に入りました場合、日本
は核防条約に基づいて査察を受けるわけでありま
す。したがって、日本が核防条約の査察を受
ける、それに反してフランスはここにありません

者間協定を受けるということで、日本とフランスの受ける査察は違ってくるわけでありました。したがって、フランスは場合によって三者間協定ではなくて、ここに書いてありますような核防条約と同じような協定で、日本がそれによって合意できる、受け入れることができるような査察を希望することもあるわけでありまして、それによりましてフランスが大体日本と同じような査察を受けるような状態になるというようになるわけでありました。これはフランスが希望いたしましたとして、フランスは核保有国であつて核防条約による査察を受けなくていいわけでありまして、これは日本がそれでは困るということで、特に希望いたしましたとして入れた条項でございまして、それをフランスが受けまして、核防条約で日本が受けると同じような査察を受けてよろしいということを規定したものでございまして。

○星野力君 日本が核防条約を批准した場合、核防条約による査察と、どちらがうるさいですか。

○政府委員（成田壽治君） NPTに入った場合、どういふ具体的な査察になるかというところは、これからいろいろ詰めないとはつきりしないのであります。たゞまことにしましては、二国間協定による現在のIAEAの査察のほうが手続として煩瑣といひます。なぜかならば、NPTの保障措置委員会というのが、数年来具体的なNPT下における査察の委員会がございまして、これは去年モデル協定案という一つの査察の基準の案が採決になっておりまして、これの内容を見ますと、たとえはいまの査察は、査察員がたゞまことに必要となる場合にでも入るようになっておりますが、このNPT下のモデル案では、事前に当事国の、相手国の同意を要する。それからいまの協定案ではいつでもできますが、今度のモデル協定案は作業量、たとえば原子力発電所の場合は一年間に何人の人がこれだけの時間しか、上限がきまつておりまして、それ以上、時間の、作業量の、査察量の限度があるわけでございます。それ

からもう一つはNPTにおきましては相手国の自己査察といひます。国内管理体制が十分信用できるものであれば、それを非常に信用してIAEAの査察を減らすというわけでありまして、しかもその検証する査察の量は相手国の自己管理が信用できるものであれば減らしていく。先ほどの作業量の上限以内でうんと量を減らすというわけでありまして、これはモデル協定案の文言でありますので、実際どうなるかはいろいろそのワケ内で今後きめていくわけでありまして、考え方、たゞまことにしましてはNPT下の査察のほうが簡素化されているというふうに考えております。

○星野力君 これらの協定に基づいて国際的な共同研究や共同開発あるいは技術協力などが行なわれる場合、日本の原子力平和利用の三原則、特に公開原則との関係はどうなりますか。この公開と秘密との境界というところをどうしるべきか、われわれしるべきところの程度でよろしゅうござい

○政府委員（成田壽治君） これらの協定に入つても、原子力基本法、原子力平和利用の憲法であるところの原子力基本法の考え方あるいはその方針というものは全然変わらない。むしろ平和目的に限つて、民主・公開・自主という三原則は、この協定も平和目的に限ることが主眼となつておりますので、むしろ趣旨も合つていまして、また公開等の原則も十分運用して、この協定が円滑に進められるように運用していきたいというふうに考えております。

○星野力君 たとえばウランの濃縮工場をオーストラリア、フランスで共同でつくる場合、フランスの場合にはどうしますか。ノーハウなんかの問題があるでしょうし、それからオーストラリアとの共同の場合にはアメリカの技術が入ってくることを考えられますが、そうした場合に秘密の問題、これらの協定を結んで秘密保護法が必要になるという事態はこれは考えられないわけですか。

○政府委員（成田壽治君） その前に、豪州に濃縮工場をつくる問題、これは豪州はアメリカのマルチナショナルのプロジェクト、アメリカの技術を使って工場をつくる、立地サイドとして考えられないかというところが一つ、フランスと豪州との間でも、安い豪州の電力を使って、フランスの技術による濃縮工場をつくれなかつたという検討が二国間で行なわれておるようでありまして、必ずしもアメリカの技術だけが豪州に入るという可能性でないというところを申し上げておきます。

それから濃縮技術というのは、これは技術を持つていての国から見ますと非常に重要な軍事機密の技術のものでありまして、特にアメリカ等は、技術は提供してもいいが、これは相手国が機密を守るといふ、そのギャランティーがないとなかなか出せないようなことも当然だろうと思ひますが、向こうの原子力法等によつて、フランスの場合にはもう同様なことをいつておりますが、アメリカより機密性の程度が多少低いんじゃないかという感じではあります。これもやはり機密を要請してくることは考えられるわけでございます。したがつて、アメリカの技術を使い、あるいはフランスの技術を使つてつくれるところの濃縮工場に日本が参加する場合は、そういう向こうの要請があるからといって、日本が原子力基本法で公開の原則によつてそういう法律がつくれなかつたことは当然であります。したがつて、そういう機密の措置をとらないで、あるいは単なる商業機密で、法律をつくらないで商業機密の範囲内で参加する方法とか、あるいは非常に厳密に考えて機密の技術には日本はタッチしない。そういう機密保持の法律等の措置がつくれなかつたから機密の部分にはタッチしないというやり方もあるかと思ひますが、どういふやり方でいくかは、まだいろいろな技術的、経済的な前提の検討をやつておらなかつた状態でありまして、これから検討しないといふかぬ状態でございます。原子力基本法を守つて、公開の原則はあくまでも守つて、しかもそのもとで入るといふ方法を具体的に検討する必要があると思ひます。

○星野力君 これは非常に微妙な問題だと思ひますが、結論的には原子力基本法を守る。したがつて、機密保護法なんかというものは設けなくて共同開発、共同事業に参加できる道を模索しておると、その具体的な方法はまだ結論に達しておらないけれども、そういう基本的な方針でいくことには間違いないと、こういうことでござい

○政府委員（成田壽治君） まだ具体的にどこへ参加するかというの決定はないんであります。そういう問題につきましては、原子力委員会等でも十分検討して、原子力基本法を守り、参加するとしてもそのワケ内で入るといふことは政府部内でも検討した方針でございまして。

○星野力君 こういう点、協定を結びますと安価な核燃料を入手できるというふうにもうたわれておつたと思ひますが、どうして安くなるんですか。入手先が多角的になるからというところは考えられますけれども、たとえばウランの濃縮料なんかで高いアメリカに追随して、アメリカ並みの高い水準のものになるおそれというものはないんで

○政府委員（成田壽治君） まあこれはウラン資源だけでなくて、エネルギー源につきまして共通のこととございまして、やはり入手先を多元化するといふのが、これがエネルギー政策上の安定供給の問題あるいは経済性、安く手に入るための問題としても一般的に言われることでありまして、日本がカナダとかアメリカとか、非常に限られた国からウラン資源を入れるよりも、豪州あるいはフランス等から多角的に入れるほうが一般的にいつて安く入手する可能性があるといふことはいえると思ひます。それからやはり豪州の最近発見されておるウランの資源は非常に品位がいいものでありまして、おそらくコスト的にも相当低いものが期待されるんであります。そういう意味からも、アメリカやカナダよりもかなり安くもらへる可能性があるんでないかというふうに期待さ

れるのであります。ただ、先ほど言いましたように、生産国間でまた話し合いもあって、一国が高くて一國が安いということ自体が、はたしてそういうことになるかどうかという問題もあります。少なくとも多元化をはかる、あるいは品位のいい、経済性の豊かなウランの埋蔵地域が豪州等には非常に期待されるということは言えると思います。

○星野力君 さつきソ連との間の平和利用協定の問題ですけれども、大臣からお答えございましたが、ソ連が安い値段でウランの濃縮を引き受けるという申し出については、関係当局として検討なさったか、また検討に値することかどうか、それだけ一つお聞きます。

○政府委員(成田壽治君) ソ連がアメリカより若干安い値段でウラン濃縮を供給するという提案が昨年ほどありまして、フランスとはそういう委託濃縮の協定も話し合いができていますと聞いております。その他スウェーデン、ドイツ等とも話し合いがなされているというふうに聞いておりますが、ただ日本としては具体的な検討はもうろんしておらぬのであります。ソ連の場合は一回限りの契約が非常に多いのであります。当面の燃料を供給するというような話が多いのであります。したがって、日本は現在必要なウラン濃縮はアメリカの原子力協定で確保されておりますので、いま当面必要なウラン濃縮は協定で確保されている。むしろ将来の問題として、どうやって端境期等を取り越えるかという問題があります。ソ連の場合は非常に当面の濃縮ウランを供給するという話し合いがヨーロッパ等にもなされているようでありまして、その面で一つ問題がある点と、補償措置の問題等も検討すべき問題があります。で、日本には具体的な話し合いとしてまだそこまですべて煮詰まっておらない状態でございます。

○星野力君 終わります。

○委員長(八木一郎君) 他に御発言もなければ、二件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(八木一郎君) 速記始めて。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十分散会

昭和四十七年六月二十八日印刷

昭和四十七年六月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局